

[事案 2024-267] 手術給付金支払請求

・令和 8 年 2 月 16 日 和解成立

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に手術給付金が支払われなかったことを不服として、手術給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

不妊症の治療により「体外受精・顕微授精管理料」「受精卵・肺培養管理料」および「肺凍結保存管理料」等が発生したため、平成 30 年 5 月に契約した養老保険にもとづき手術給付金を請求したところ、約款上の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、当該施術は、約款の手術保険金支払い条件に当てはまり、保険会社の主張する当該施術を支払対象外とする理由に正当性がないため、手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

申立人が受けた医療行為は、約款所定の手術給付金の支払要件に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。